

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

首長に策定の義務あり
議会の議決事項とすることはできない
平成27年4月1日以降速やかに総合教育会議において策定
大綱の期間は4～5年程度（首長の任期及び教育振興基本計画）

1 大綱を首長が定める趣旨（法第1条の3）

- (1) 首長は民意を代表する立場であり、教育委員会の所管に関する予算編成や執行、条例提案等、現在でも教育行政に重要な権限を持っている
- (2) 首長に大綱の策定を義務付けることにより地域住民の意向をより一層反映
- (3) 上記の観点から大綱は首長が策定する（ゆえに教育委員会の合意は不要だが、十分な協議、調整は必要とされる）
ただし、教育委員会が管理する事務について管理し、又は執行する権限を首長に与えるものではない

2 大綱に定める事項（法第1条の3）

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針（詳細な施策の策定までは求めていない）
- (2) 主として学校等の施設整備、学校の統廃合、少人数教育の推進、幼・保・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実、予算の編成・執行権限や条例の提案などの首長が有する権限についての目標や基本の方針
- (3) 学術、文化、スポーツも大綱の対象であるが、地域の実情に応じ、必ずしも網羅的に記載する必要はない
首長の権限外の教科書採択方針、教職員の人事異動基準等も、教育委員会が適切であると判断すれば、記載することも可能

3 大綱の法律的な効果（法第1条の4）

- (1) 協議調整のついた事項は、双方尊重義務を負うため、策定した大綱の下でそれぞれの事務を管理執行していくことになる
- (2) 結果として大綱に定めた目標を達することができなくとも、尊重義務違反にはならない

4 教育振興基本計画との関係

- (1) 首長が総合教育会議に諮り、教育委員会と調整の上、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合、別途大綱を策定する必要はない
- (2) 新たに「首長」が就任し、新たな大綱を策定した場合は、その大綱に即して教育振興基本計画を改正することが望ましい